

ひょうご放課後プラン事業実施要綱

1 目 的

次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、教育委員会と福祉担当部局が協力し、一体型を中心とした放課後児童健全育成事業（以下、「児童クラブ」という。）及び地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業（以下「子ども教室」という。）の計画的な整備等を進める。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町、その他の者（以下「市町等」という。）とする。

3 事業の内容

この要綱において、次の事業をひょうご放課後プラン事業とする。

- (1) ひょうご放課後プラン総合推進事業
- (2) 放課後対策事業
 - ア 子ども教室型放課後対策事業
 - イ 児童クラブ型放課後対策事業

4 各事業の実施方法等

市町は、教育委員会（学校教育や学校安全、学校施設主管課を含む。）と、児童クラブを所管する部局とが連携を図り、学校、PTA、自治会など地域全体の協力を得て、本事業の実施にあたるものとする。

- (1) ひょうご放課後プラン総合推進事業
 - ア 運営委員会の設置

- ① 市町は、地域の実情に応じた効果的な放課後対策事業（子ども教室型・児童クラブ型の両事業、以下同じ）に関する検討の場として、運営委員会を設置する。その際、教育委員会と福祉部局が連携を深め、学校の教職員や子ども教室型・児童クラブ型の関係者との間で共通理解や情報共有を図るとともに、学校施設の使用計画や活用状況等について、十分に協議を行い、教育委員会と福祉部局の双方が責任を持つ仕組みとなるよう、適切な体制づくりに努める。
- ② 運営委員会では、事業計画の策定、安全管理方策、広報活動方策、ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策、活動プログラムの企画、事業実施後の検証・評価等を行う。
- ③ 運営委員の選定にあたっては、地域全体で子どもたちの教育支援を行うという趣旨に鑑み、実情に応じて行政関係者（教育委員会及び福祉部局）、学校関係者、社会教育関係者、学識経験者、児童福祉関係者、PTA関係者及び域内の地域住民等の方々等幅広い分野の方々の参画を得て実施するよう努める。
- ④ 運営委員会の経費については、委員等謝金、旅費、通信運搬費、印刷製本費、会議費、消耗品費等が考えられるが、各自自治体の判断により、運営委員会の開催に必要な経費を適宜積算する。ただし、飲食物費（県が認める会議費以外のもの）及び交際費に該当する経費は除く。

イ コーディネーターの配置

- ① 市町は、放課後対策事業の総合的な調整役を担う者（以下「コーディネーター」という。）を配置し、学校関係者や地域の団体、地域住民等のボランティア、保護者等と連携しながら活動を行うものとする。コーディネーターの選任にあたっては、各地域の中心的な役割を担い、地域の様々な関係者と良好な関係を保ち、定期的な連絡調整を行うことが可能な者が望ましい。
- ② コーディネーターは、「子ども教室」と「児童クラブ」との連携についての調整のほか、学校や関係機関・地域の団体等との連絡調整、ボランティア等地域の協力者の確保・登録・配置、地域の実情に応じた定期的・継続的な活動プログラムの企画等を行う。
- ③ コーディネーターの配置人数については、県の予算積算を参考に、開設教室数等に応じて、人数を配置する。
- ④ コーディネーターの謝金単価については、県の予算積算を参考に、各自治体の会計基準に基づく単価を設定しても差し支えない。

ただし、1人1時間あたりの謝金単価は、1,440円を上限として積算する。

ウ 学校区毎の協議会の設置

- ① 市町は、放課後対策事業の実施・運営にあたっては、具体的な教育活動の実施方法等の検討や事業関係者の情報共有を図るために、学校区毎に協議会を設置することができる。
- ② 協議会の参加者は、学校関係者、子ども教室・児童クラブの関係者、コーディネーター等が想定される。

(2) 放課後対策事業

放課後対策事業の実施にあたっては「放課後子ども総合プラン」に基づき、次の事業を実施する。

なお、放課後対策事業の計画・実施にあたっては、「放課後子ども総合プラン」を推進する観点から「子ども教室」と「児童クラブ」が一体的又は連携して実施することにより、「児童クラブ」の児童も含めた全ての子どもたちの参加促進が図られるよう努める。

ア 子ども教室型放課後対策事業

子どもたちの安全・安心な活動拠点を設置し、地域の方々の参画を得て、子どもたちに学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する取組。

イ 児童クラブ型放課後対策事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に適切な遊び及び生活の場を提供する取組。

ウ 子ども教室型放課後対策事業及び児童クラブ型放課後対策事業については、それぞれ別記1、別記2のとおりとする。

5 県の支援

県は、実施主体である市町等において円滑な取組促進が図られるよう、以下の事業等を実施するものとする。

(1) 「ひょうご放課後プラン事業推進委員会」の設置、運営

ひょうご放課後プラン事業の実施にあたって、県内全体で子どもの健全育成を支援する観点から、県に、行政関係者、学校関係者、社会教育関係者、福祉関係者、学識経験者等で構成される「ひょうご放課後プラン事業推進委員会」を設置し、放課後対策事業の実施方針、安全管理方策、広報活動方策、指導者研修の企画、放課後対策事業実施後の検証・評価等、域内における放課後対策の総合的な在り方を検討する。

(2) ひょうご放課後プラン事業指導者研修の実施

各市町が実施する放課後プラン事業に関わる指導者等に対して、資質向上や情報交換・情報共有を図るための研修を実施する。

6 留意事項

本事業は、その目的を異にする活動を行うものや、公共性に欠けるものについては対象としない。

別記1

子ども教室型放課後対策事業

1 趣 旨

放課後や週末等に学校の施設等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点として「子ども教室」を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちに学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供するものとする。これらの取組を通じて、子どもたちの社会性・自主性・創造性等の豊かな人間性を涵養するとともに、地域社会全体の教育力の向上を図り、地域の活性化や子どもが安心して暮らせる環境づくりを推進する。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町等とし、事業の一部を適当と認められる社会教育団体等に委託して行うことができるものとする。

3 対象児童等

本事業の子どもの範囲は地域の子ども全般を想定しているものであり、幼児、児童生徒の一部のみを対象とするものではない。

4 運 営

- (1) 本事業は、基本的に、小学校・中学校等の学校施設（教室や余裕教室、校庭、体育館等）を活用して実施することとするが、地域の実情に応じて、公民館等の社会教育施設等も活用するなど、子どもたちが安全に安心して多様な活動ができる場所で実施する。
- (2) 指導者等の配置
 - ア 本事業の実施にあたっては、学習支援・体験・交流活動等のプログラムを中心的に実施する者（以下、「教育活動推進員」という。）を配置する。
 - イ 本事業の実施にあたっては、プログラムの実施のサポートや子どもたちの安全を管理する者（以下「教育活動サポーター」という。）を配置する。
 - ウ 障害を有する子どもたちの活動を支援する者（以下、「特別支援サポーター」という。）を配置することができる。
 - エ 本事業の円滑な実施を図る観点から、県が実施する教育活動推進員、教育活動サポーター等を対象とした研修への積極的な参加に努めるものとする。
- (3) 対象となる子どもの範囲は、地域の子ども全般であり、実情に応じて、小学生に限らず中学生を対象とする取組等も実施できるものとするとともに、保護者が就労等により昼間家庭にいない子どもに限定したり、国公立の学校種別等の制限を設けることなく、多くの子どもたちが参加できるよう配慮するものとする。
- (4) 障害を有する子どもたちに対する放課後対策事業を行う場合には、個々の状況に配慮した活動を行えるよう、実情に応じて工夫する。
- (5) 市町は、総合的な放課後対策を推進する観点から、児童クラブと一体的あるいは連携して、域内の子どもたちの子ども教室への参加促進に努めるものとする。
- (6) 「子ども教室」の活動プログラムに「児童クラブ」の児童も参加できるよう、協議会を設置して両事業の従事者・参画者が常に情報共有を図り、児童の主体的な参加を促すよう努める。

5 事業の内容

本事業においては、次の内容・機能を有するものとする。

- (1) 放課後や週末等における地域の子どもたちの安全・安心な活動拠点の確保
- (2) 地域の多様な大人の参画を得て子どもたちに様々な体験・交流・学習活動の提供
- (3) 様々な体験・交流・学習活動を通して、子どもたちの社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性の涵養
- (4) 地域の子どもたちと大人の積極的な参画・交流による地域コミュニティの充実
- (5) その他、子どもたちが地域の中で安心して健やかに育まれる環境づくりを推進するために必要な活動

6 費用

- (1) 県教育委員会は、上記2～5の要件を満たした場合に、市町が直接実施する事業又は委託して実施する事業に対して補助金を交付するものとする。
- (2) 本事業の事業費を積算する際は、以下の基準に基づき事業費を計上するものとする。
 - ア 教育活動推進員、教育活動サポーター、特別支援サポーターの配置人数については、各地域の子ども教室の実情（活動の内容や開催日数、参加人数等）に応じて、真に必要な人数を配置する。
 - イ 教育活動推進員、教育活動サポーター、特別支援サポーターの謝金単価については、県の補助金積算基準を参考に、各自自治体の会計基準に基づく単価を設定しても差し支えない。ただし、それぞれの1人1時間あたりの謝金単価は、教育活動推進員及び特別支援サポーター1,080円、教育活動サポーター720円を上限として積算するものとする。
 - ウ 謝金以外の経費については、通信運搬費、印刷製本費、教材費、事業関係者の保険料、消耗品費等が考えられるが、各地域の実情に応じた教室の運営に必要な経費を適宜積算する。
ただし、おやつ等の飲食物代や子どもたちの実費相当の保険料・材料費は除く。
 - エ 子ども教室の開設日数については、原則として週1日（年間40日）を最低実施日数とする。なお、本事業の事業費を積算する際は、原則として、年間250日未満、1日あたり4時間以内（休業日で特に必要な場合には8時間以内。準備や片付け等に要する時間を含む。）を標準的な日数・時間数として、積算することとする。

7 その他

放課後対策事業を実施するうえで、その他必要な事項を別に定めることができるものとする。

別記 2

児童クラブ型放課後対策事業

1 趣 旨

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るものである。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町等が行うものとする。

3 対象児童

本事業の対象児童は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1年生から6年生に就学している児童（特別支援学校の小学部の児童を含む）であること（以下「放課後児童」という。）。

4 設備及び運営に関する基準

市町等は、放課後児童健全育成事業所の所在地の市町が定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準条例を遵守しなければならない。

5 事業の内容

本事業は、次の内容・機能を有するものとする。

- (1) 放課後児童の生活の場の提供、健康管理、情緒の安定の確保
- (2) 出欠確認をはじめとする放課後児童の安全確認、活動中及び来所・帰宅時の安全確認
- (3) 放課後児童の活動状況の把握
- (4) 遊びの活動への意欲と態度の形成、遊びを通して、社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性の涵養
- (5) 連絡帳等を通じた家庭との日常的な連絡、情報交換の実施
- (6) 家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援、その他放課後児童の健全育成上必要な活動

6 費 用

- (1) 県は、上記2～5の要件を満たした場合に別に定めるところにより補助するものとする。
- (2) 市町等は、本事業を実施するために必要な経費の一部を、保護者から徴収することができるものとする。

7 その他

放課後対策事業を実施するうえで、その他必要な事項を別に定めることができるものとする。